

1 警察白書について

我が国の治安情勢や警察活動の現況についての国民の理解を求めため、昭和48年以降毎年刊行しているもの。

2 令和2年警察白書の構成

(1) 特集

『高齢化の進展と警察活動』（仮称）

高齢者を犯罪・事故から守るための警察の取組や高齢者による犯罪・事故への対応と防止に向けた取組について紹介することで、国民の理解と協力を得ることを目的とする。

(2) トピックス

- 科学捜査を支える取組
- 犯罪組織の現状と警察の取組～準暴力団の動向～
- 悪質・危険な運転行為（あおり運転）への対策
- 2020年東京大会の成功に向けて
- 皇宮警察の活動

(3) 年次報告部分

- 第1章 警察の組織と公安委員会制度
- 第2章 生活安全の確保と犯罪捜査活動
- 第3章 サイバー空間の安全の確保
- 第4章 組織犯罪対策
- 第5章 安全かつ快適な交通の確保
- 第6章 公安の維持と災害対策
- 第7章 警察活動の支え

(4) その他

- 「警察活動の最前線」として、現場での労苦や仕事のやりがい等についての率直な思いをつづった警察職員の手記を掲載する。
- 上記については、今後の情勢次第で変更もあり得る。

3 今後の予定

令和2年7～8月 閣議配布

公安委員会 説明資料No. 2	「猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」について	令和元年10月17日 生活安全局
--------------------	--	---------------------

1 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第26号。以下「地方分権一括法」という。）の一部の施行に伴い、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和41年総理府令第46号。以下「内閣府令」という。）を改正するもの。

2 改正の概要

地方分権一括法により、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）が改正され、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に規定される指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県等が内閣府令で定める数量以下の猟銃用火薬類等を譲り受けるときに都道府県公安委員会の許可が不要とされたことから、当該数量を実包300個（このうちライフル銃用実包については50個）以下等に定めるもの。

3 意見公募手続の実施結果

内閣府令案について、令和元年8月26日（月）から同年9月24日（火）までの間、意見公募手続を実施したところ、当該改正案についての意見は寄せられなかった。

4 施行期日

地方分権一括法の火薬類取締法改正関係に係る規定の施行の日（令和元年12月7日）

1 趣旨

令和元年台風第19号による被害の状況等に鑑み、犯罪収益移転防止法施行規則上の本人特定事項の確認方法等に関し、特例を設けることとするもの。

※ これまでの同様の特例措置

災害名	公布・施行日
平成23年東北地方太平洋沖地震	平成23年3月25日
平成28年熊本地震	平成28年4月22日
平成30年7月豪雨	平成30年7月13日
平成30年北海道胆振 ^{いぶり} 東部地震	平成30年9月14日

2 概要

(1) 寄附金の振込に際しての取引時確認対象取引の特例(規則第4条関係)

令和元年台風第19号に係る寄附のために行われる現金送金(送金先口座が専ら寄附を受けるために開設されたものに限る。)については、その額が200万円以下のものに限り、取引時確認義務の対象取引から除くこととする。

(2) 被災者の本人特定事項の確認方法の特例(規則第6条関係)

令和元年台風第19号で被災した顧客であって、正規の本人特定事項の確認方法によることが困難であると認められるものに係る本人特定事項の確認方法は、暫定的な措置として、当分の間、当該顧客から申告を受けられる方法とすることができることとする。

この場合において、特定事業者は、当該顧客について、正規の確認方法によることができることとなった後、遅滞なく、その方法による確認を行うものとする。

(3) 施行期日

公布の日

3 その他

緊急に制定する必要があるため、意見公募手続は行わない。

1 経緯

- 対立抗争状態にある六代目山口組及び神戸山口組に関連して、本年に入り、刃物を使用した神戸山口組幹部に対する殺人未遂事件に引き続き、拳銃を使用した殺人未遂事件・殺人事件が相次いで発生。
- こうした状況を受け、本年10月11日に兵庫県警察が、同月13日に愛知県警察、大阪府警察及び岐阜県警察が、暴力団対策法第15条等の規定に基づき、対立抗争に係る暴力団事務所の使用制限の仮の命令を発出。

2 事務所使用制限に係る仮の命令の発出

(1) 対象

ア 六代目山口組（9件）

- ・ 兵庫県（2件）
総本部及び三代目弘道会関連施設
- ・ 愛知県（5件）
三代目弘道会事務所（従たる1事務所を含む）、
三代目弘道会傘下組織3事務所
- ・ 大阪府・岐阜県（各1件）
いずれも三代目弘道会傘下組織事務所

イ 神戸山口組（11件）

- ・ 兵庫県（9件）
本部、五代目山健組事務所（従たる5事務所を含む）、
五代目山健組傘下組織2事務所
- ・ 大阪府（2件）
五代目山健組傘下組織2事務所

(2) 今後の手続

仮の命令発出後、各府県の公安委員会が15日以内に意見聴取を行い、その結果を踏まえ、本命令の発出を判断。

3 今後の対応方針

今後の事態の推移を踏まえつつ、暴力団対策法の効果的な活用を含め、両団体の取締りや必要な警戒を実施。

1 人的被害の概要（10月17日午前3時現在）

死者等 72人（岩手2、宮城16、福島29、東京1、茨城2、栃木4、群馬4、埼玉2、千葉1、神奈川7、長野3、静岡1）

行方不明者等 19人（宮城5、福島2、東京1、茨城1、神奈川2、山梨1、長野5、静岡1、岐阜1）

2 警察庁の体制

10月13日午前9時30分以降、次長を長とする非常災害警備本部を設置。

3 警察措置等（10月16日までの活動）

(1) 航空警察活動

- 24都道府県の警察ヘリを集中運用。
- ヘリテレ映像による情報収集。
- 宮城・福島・茨城・山梨・長野で被災者をホイスト救助。
- 交通途絶地域で警察官がホイスト降下し、情報収集。

(2) 救出救助活動

- 浸水地域において、ヘリやボートを活用して被害者を救出。
- 13府県（新潟、富山、石川、福井、愛知、滋賀、京都、奈良、和歌山、鳥取、島根、広島、山口）から広域緊急援助隊を宮城・福島・長野に派遣。

(3) 被災地での警戒活動等

- 住民が避難した地域での警ら強化、避難所での相談対応等。
- 把握した被災者の要望を関係機関と共有。

4 道路交通状況（10月17日午前0時現在）

高速道路の通行止め状況 3路線3区間（最大時64路線112区間）

一般道路の通行止め状況 24都府県374区間（最大時2487区間）

信号機の滅灯状況 1県16か所（最大時1239か所）

5 「被災者生活支援チーム」の設置

10月14日、政府は、内閣官房副長官を長とする「被災者生活支援チーム」を設置し、被災者の生活支援を迅速かつ強力で推進。